

# 第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務仕様書

## 1 業務名

第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務

## 2 業務の趣旨・目的

唐津市では、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、地域の特性等を踏まえ、平成29年度から10年間を計画期間とする「第2次唐津市障がい者基本計画」、令和6年度から3年間を計画期間とする「第7期からつ自立支援プラン（第7期唐津市障がい福祉計画、第3期唐津市障がい児福祉計画）」を策定し、様々な施策を展開してきた。

本業務は、第3次唐津市障がい者基本計画策定にあたり、アンケート調査等の調査を行うとともに、今後、国・県から示される制度改正や基本指針の内容並びに第3次唐津市総合計画（令和7年度～令和16年度）及び他の部門別計画との整合を図るものとする。

第3次唐津市障がい者基本計画策定にあわせて、第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画、第4期唐津市障がい児福祉計画）を実施計画として策定するものとする。

### 【計画期間】

第3次唐津市障がい者基本計画	令和9年度～令和14年度（6年間）
第8期からつ自立支援プラン	第8期唐津市障がい者福祉計画 第4期唐津市障がい児福祉計画
	令和9年度～令和11年度（3年間）

## 3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとし、本仕様書に明示できない国等が定める計画に資する方針に関する事項については、必要に応じ委託者と協議し決定するものとする。

また、受託者は委託者から報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

## 5 委託業務内容

### (1) 基礎的資料の整理、現状及び課題分析

ア 現行計画の課題等の整理・分析及び市総合計画・個別計画との調整等

イ 国・県の現状把握及び分析、他自治体の先進地事例等の情報収集

ウ 統計資料等の整理・分析等

**(2) アンケート調査及びヒアリング調査の実施、集計、分析等**

ア アンケート調査票及びヒアリング項目の企画・設計

計画策定の基礎資料となる、市内在住の障がい者等の生活実態やサービスの利用状況、今後の利用意向などの状況や本市の現状や課題を把握できるような調査項目の提案等を行うこと。また、策定委員会の意見を反映するものとし、委託者と受託者の協議により決定すること。

調査票等は、以下の表にある調査対象ごとに4種の調査票を作成すること。

調査対象及び対象者数	18歳以上手帳所持者（①身体 1,460人②療育 290人③精神 250人） ④障がい児等またはその保護者 200人
回収率	45%見込
調査方法	紙によるアンケート調査

イ 調査票等の作成（対象者に送付する調査票、依頼文の作成、印刷及び送信用・返信用封筒の印刷）

ウ アンケート発送、回収業務（封入・封緘、発送宛名ラベル貼付）

エ 福祉サービス事業所及び民間企業等へのヒアリングの実施（対面を基本とする。）

オ 回収された調査票のデータ入力・集計・分析及び調査報告書（ヒアリング報告及びワークショップ報告含む。）の作成

カ その他

・宛名ラベルは、委託者と受託者で協議の上決定した規格のものを受託者が用意し、委託者が印刷し、受託者に提供する。

・調査票の発送費・返送費は受託者が負担する。

**(3) 障害福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析支援**

ア 国・県の障害福祉制度をめぐる制度改正等の動向把握と課題整理

イ 本市の地位特性の把握、本市における障害福祉の現状・課題・地域ニーズについての分析・整理

ウ 現行計画の進捗状況の点検、評価・検証

エ 関連する他部門計画との整合性

**(4) 障害福祉サービスの利用状況の整理・把握・見込量の算定、確保策の検討支援**

ア 障害福祉サービスの利用実績分析

イ 障害福祉サービスの各年度における見込量を算定、確保策の検討

**(5) 計画策定及び概要版作成の支援**

ア (1)～(4)の調査、分析結果に基づく施策の検証可能な数値目標・指標定時、計画骨子案の作成

イ 計画素案の作成、とりまとめ

ウ 計画内容の確定

#### (6) 策定委員会の運営支援（4回開催）

- ア 会議資料及び会議記録の作成
- イ 策定委員会の出席
- ウ その他運営に関する支援

#### (7) パブリックコメントの運営支援

計画案に関して本市が実施する市民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

#### (8) アンケート調査報告書（成果品）

- ア アンケート調査報告書：A4判（報告書 紙3部・データ一式）
- イ 納期限：令和8年10月31日

#### (9) 計画書及び概要版の印刷・製本（成果品）

- ア 計画書：A4判150頁程度、表紙4色（オールカラー）・本文1色ダイレクト印刷（200部）
- イ 概要版：A4判4ページ、4色（オールカラー）・2000部
- ウ 上記のデータファイル
- エ 納期限：令和9年3月31日

### 6 秘密の保持

受託者は、本作業に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

また、本事業を遂行する上で知り得た情報についても、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

秘密保持義務は、本委託終了後も継続するものとする。

### 7 その他

- ・資料等作成及び提出資料等に係る費用、調査員の交通費その他経費は、本委託料に含むこと。
- ・計画書及び概要版（成果品）、本作業集計結果等計画策定に関わるデータ一式は、PDFファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）も納品すること。
- ・成果品（計画策定に係るすべてのデータ等）に係る所有者、著作権は本市に帰属するものとする。
- ・受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見さ

れた場合は、速やかに訂正補正その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。

・本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。